

## 謝金規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」）における謝金支給について、以下の規程の定めるところにより支払うものとする。

(謝金)

第2条 当協会が依頼した業務に従事したものに対し、別表1に定める基準を限度に謝金を支給する。謝金について源泉徴収を行う。

(例外規定)

第3条 特別の事情があるときは、別表1の単価を基準として、加減することがある。また年度内の支給金額変更については、理事会の承認をもって行うこととする。

(その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

(端数処理)

第5条 支払額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和3年11月20日一部改訂、令和3年11月24日から施行する。

この規程は令和4年3月28日一部改訂、令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和5年12月26日一部改訂、令和6年1月1日から施行する。

この規程は令和7年7月21日一部改訂、令和7年7月22日から施行する。

別表1 謝金支払については、下記のとおりとする。

項目	謝金	備考
強化スタッフ※1	20,000 円/1 日 (15,000 円/半日)	国内合宿および国際大会
強化スタッフ※2	15,000 円/1 日 (10,000 円/半日)	国内合宿および国際大会
強化スタッフ※3	5,000 円/1 日 (2,500 円/半日)	交通費込み
練習パートナー (社会人)	15,000 円/1 日 (10,000 円/半日)	交通費込み
練習パートナー (大学生)	10,000 円/1 日 (5,000 円/半日)	交通費込み
練習パートナー (高校生)	8,000 円/1 日 (4,000 円/半日)	交通費込み
ドクター	30,000 円/1 日	
看護師等	15,000 円/1 日	理学療法士・作業療法士等含む
海外遠征介助等	10,000 円/1 日	看護・理学療法・作業療法士等含む
クラス分け判定	10,000 円/1 日	
臨時コーチ※4	20,000 円/1 日 (半日/10,000 円)	
講師※5	100,000 円/1 回	
審判員	4,000 円/1 日	
ボールパーソン	3,000 円/1 日	
イベント・講師等※6	30,000 円/1 日	選手・理事等
通訳	20,000 円/1 日	
競技講師	30,000 円/1 日	
講義講師※7	10,000 円/1 日	
作業に関わる謝金※8	1,000 円/1 時間	

注)・上記金額には、源泉徴収税を含む。

※学生および審判・ボールパーソンについては、源泉所得は行わない。

・謝金は上記の金額を上限とするが、この表に拠り難い特別の事情があるときは、会長・副会長・理事長の承認をもって上記金額以上の額とすることができる。

・上記項目について複数遂行する場合は、最も上位の金額を支給する。

・練習パートナー・審判員・ボールパーソンについては、交通費込みとする。

※1・※2・※3 強化スタッフ (コーチ、アシスタントコーチ、心理、栄養、トレーナー等) 交通費別途支給

※4 臨時コーチ 交通費別途支給 (コーチにより金額の調整あり)

※5 講師 (カバナンス・コンプライアンス研修等)

※6 主催者側により金額の増減あり (10,000 円~50,000 円)

※7 資料を使用して行う解説等 (オンライン可 交通費別途支給)

※8 作業日誌に準じて支給する。